



2026年4月22日

各 位

東京都港区港南四丁目1番8号
会社名 アドソル日進株式会社
代表者名 代表取締役社長 篠崎 俊明
コード番号 3837 東証プライム市場
問合せ責任者 取締役 寺村 知万
(TEL 03-5796-3131)

従業員（役職者）に対する譲渡制限付株式報酬としての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、企業理念である「高付加価値サービスの創造・提供を通じて お客様の満足と豊かな社会の発展に貢献する」の実現を目指すとともに、株主様との価値共有を一層推進するため、持続的成長に重要な責任・役割を担う従業員（役職者）に対し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として、下記の通り自己株式の処分（以下「処分」又は「本処分」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処分期日	2026年7月2日
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式 8,774株
(3)	処分価額	1株につき1,540円
(4)	処分価額の総額	13,511,960円
(5)	処分先及びその人数	当社の従業員（※） 112名

※当社取締役会が定める役職者の地位にある者（取締役を除く）

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年3月18日開催の取締役会において、当社従業員のうち、経営計画達成に向け特に重要な役割を担う役職者（取締役を除く）に対し、企業価値の持続的な向上を図るといふ、株主の皆様との価値共有を一層進めるためのインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しております。

本日、当社取締役会決議により、当社の従業員（役職者）に対する2026年7月2日から2027年7月1日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予約先である当社の従業員（役職者）112名に対し、金銭報酬債権合計13,511,960円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として8,774株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、下記3に記載の点をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本処分に係る割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

対象者は、2026年7月2日（処分期日）から2027年7月1日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします。

（2）譲渡制限の解除条件

対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除するものといたします。ただし、対象者が、譲渡制限期間中に、死亡、定年、契約期間満了により、当社を退職した場合、処分期日を含む月から当該退職日を含む月までの月数を12で除した数に、当初交付株式数を乗じた数の譲渡制限付株式について、当該退職日をもって、これにかかる譲渡制限を解除するものといたします。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限解除時において、又は、譲渡制限期間中に対象者が当社を退職し、当社従業員の地位を喪失した直後の時点において、譲渡制限解除の対象とならない株式について、直ちに、無償で取得するものといたします。

（4）組織再編等における取り扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、処分期日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数に、当初交付株式数を乗じた数の譲渡制限付株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

(5) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象者が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式にかかる本譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本処分は、本制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年4月21日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,540円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上